

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 島根国民年金 事案 394

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から同年9月までの期間、41年4月から同年11月までの期間、42年5月から同年10月までの期間及び43年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から同年9月まで  
② 昭和41年4月から同年11月まで  
③ 昭和42年5月から同年10月まで  
④ 昭和43年6月から同年10月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する資料は所持していないが、私の母（故人）から、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いていたので、各申立期間が国民年金の未加入期間と記録されていることに納得できない。各申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月1日以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間当時、居住していたA市区町村（現在は、B市区町村）が保管する申立期間当時の国民年金被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年6月1日以前の期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月ごろから 52 年ごろまで

昭和 42 年に高等学校を卒業した後、44 年 2 月ごろまでの間、A 社 B 支社（現在は、C 社 D 支社）E 出張所敷地内の F 出張所に G 業種の H 職として勤務していた。44 年 2 月ごろに F 出張所は、I 出張所と統合し、J 出張所となり、私を含めた 6 人の K 職と A 社の L 職と一緒に業務に従事することとなった。私は、52 年ごろ、家業が忙しくなり J 出張所を退職した。

昭和 44 年 2 月ごろから 52 年ごろまでの期間については、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 1 月 1 日から 51 年 5 月 31 日までの期間について、A 社 B 支社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できること、及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社 B 支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社 D 支社は、「申立期間当時の職員に係る人事記録等の書類は保存しているが、申立人に係る書類は見当たらず、申立人の当支社における勤務実態等については不明である。」と回答している。

また、申立人は、「K 職として勤務した当時、上司から、『保険料納付が必要となる日数くらいは出勤してほしい。』と言われたことがあるが、出勤日数は月に約 15 日間であった。」と供述しているところ、M 社は、「申立人のように、L 職として採用されず、K 職のまま退職した者については、A 社から、厚生年金保険の加入等に係る就労日数カード、賃金台帳、公租公課の徴収に関する資料等を一切引き継いでいないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等については不明であるが、月に 15 日程度の就労日数であるとすれば、申立人は日々雇用のアルバイト的な存在で、厚生年金保険の被保険者としての資格要件を満たしていなかったのではないかと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人がK職として名前を挙げた5人の同僚は、所在不明又は故人となっていることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

また、A社B支社に係る健康保険記号番号順索引簿にも、申立人の氏名は無い。

このほか、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和43年\*月（20歳到達時）から平成20年\*月（60歳到達時）までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していること、及びN市区町村が保管する国民健康保険被保険者台帳から、申立人は、昭和34年1月から現在までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。